

医療法人 岡田整形外科
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
短期利用共同生活介護
介護予防短期利用共同生活介護

運営規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 医療法人岡田整形外科が設置する グループホーム楽楽（以下「施設」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を確保することを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 施設の運営管理については、利用者の特性に配慮した住居を提供し、利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るくこころ豊かな生活が出来るよう、食事の提供・入浴の準備・相談機能の充実・余暇活動の援助・疾病・災害等緊急時の対処等処遇に万全を期することを基本方針とする。

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム楽楽
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市大字浮田 3321 番地

(利用者の定員)

第4条 施設の利用者定員は9名とする。

(利用者の資格)

第5条 施設に入居できる者は、概ね65歳以上の中程度の認知症高齢者（65歳未満であっても初老期認知症に該当する者を含む）であって次の各号に該当する者とする。

- (1) 要介護認定1以上の方
- (2) 要支援2の方
- (3) 家庭環境により、家庭での介護が困難な者であること。
- (4) 概ね身の自立が出来ており、共同生活を送ることの支障がないこと。

(利用料等)

第6条 施設が提供する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその定められた自己負担割合の支払を受けるものとする。

- (2) 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]を提供した際には、利用者から支払いを受ける利用料の額と居宅介護サービス費との間に、不合理な差額が生じないものとする。
- (3) 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることとする。
- (4) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者及び家族に対し、重要事項説明書にて当該サービスの内容及び費用について十分説明を行い、利用者及び家族の同意を得ることとする。

第 2 章 職員及び職務

(職員の区分及び定義)

第7条 施設には次の職員をおく。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 介護従業者 | 5名以上 |
| (3) 計画作成担当者 | 1名 |

(職 務)

第8条 管理者及び施設長は、理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

2 介護従業者は、上司の命を受け、利用者の日常生活全般に渡り介護業務を行う。

3 計画作成担当者は、上司の命を受け、利用者、家族の同意によるサービス計画を作成すると共に実施状況の把握及び必要に応じてサービス計画の変更を行う。

第 3 章 入居及び退居

(入退居に当たっての留意事項)

(入居の申込み)

第9条 施設への入居希望者は、利用申込書を提出しなければならない。

2 施設は利用申込書の提出があったときには、その内容を確認の上、利用申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第10条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

- 2 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承諾する旨をまた、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承諾しない旨を本人及び家族に通知するものとする。

(入居の手続き)

第11条 入居を承認された者は、次の書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 利用契約書
- (2) 医療情報提供書
- (3) 介護保険証
- (4) その他、管理者が特に必要と認めた書類。

(利用者台帳の整備)

第12条 利用者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理・相談・助言等の備えるものとする。

(退去)

第13条 利用者及び家族は退去しようとするときは、事前に退去届を提出しなければならない。

2 管理者及び施設長は、利用者が次の各号に該当するときは、退去の手続きを行えるものとする。

- (1) 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当の理由なく利用料を2ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 要介護の認定の更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合。
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- (5) 利用者が死亡したとき。
- (6) 前各号のほか、施設での生活が不適当と認められたとき。

(処遇上の基本原則)

第14条 利用者の処遇については老人福祉法・介護保険法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(虐待防止の推進)

第15条 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から虐待の発生又は再発を予防する為の委員会を開催し、指針の整備、研修会の実施、担当者を決める事とする。

(身体拘束防止の推進)

第16条 利用者の人権擁護、身体拘束廃止等の観点から身体拘束の発生又は再発を予防する為の委員会を開催し、指針の整備、研修会の実施等を定める事とする。

(ハラスメント対策)

第17条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要なかつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の内容)

(相談・助言)

第18条 利用者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食 事)

第19条 利用者に対して毎日3食を給し、老人に適した食事を提供するものとする。ただし、予め食事をしない旨の連絡があつた場合には提供しなくても良いこととする。

2 食品調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

3 特に主治医からの指示があつた場合には、指示に従って食事を提供するものとする。

(入 浴)

第20条 入浴は、毎日(利用者の希望による)行うものとする。また、入浴出来ない状態等の場合には、清拭を行うものとする。

(健康管理)

第21条 利用者の健康保持に当たっては、特に老人保有の疾病の予防に努めるものとする。

2 利用者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

第4章 短期利用共同生活介護

介護予防短期利用共同生活介護

(短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護の内容)

第22条 施設は共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し短期間の指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、施設の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等の為に長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、

短期利用共同生活介護の居室を利用することがある。なお、この期間の居室代等の経費については、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

第 5 章 利用者の規律

(利用者の心得)

第 2 3 条 管理者及びサービス提供責任者は、利用者が守るべき『重要事項説明書』を利用者及び家族に配布し、その趣旨を十分に説明し徹底しなければならない。

(日課生活指導の励行)

第 2 4 条 利用者及び家族は、管理者をはじめ担当者の指導による日課生活指導を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親和に努めなければならない。

2 健康その他の事由により日課の実行に耐えられない者は、管理者に相談のうえ、その指示に従わなければならない。

(外出及び外泊)

第 2 5 条 利用者及び家族は、外出または外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所用事項を記入し、届け出るものとする。

(面 会)

第 2 6 条 外来者が利用者と面会しようとするときは、面会簿にて届け出るものとする。

(禁止事項)

第 2 7 条 利用者は、施設内で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩や口論、及び泥酔すること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) その他の規定で禁止されていること。

(損害賠償)

第 2 8 条 利用者は、故意又は重大な過失によって、建物・設備、及び備品等に損害を与えたときには、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

第 6 章 非常災害及び感染症対策

(非常災害及び感染症対策)

第 2 9 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理責任者を設置して非常災害対策を行う。事業継続計画の策定、年 2 回以上の避難誘導訓練等を実施する。

2 感染症発生及び万延等に関する取り組みとして、事業継続計画の策定、委員会の開催、指針の整備、研修会等の実施を行う。

第 7 章 夜間の管理体制

(隣接施設の協力)

第30条 管理者は、利用者等の安全と緊急時に対処するため、隣接する関連施設の協力を得られるよう、電話等を連結設備し、常時緊急対応できるよう万全な体制を講ずるものとする。

第 8 章 雑 則

(その他運営に関する留意事項)

(地域社会の連携)

第31条 管理者は、常に地域社会との連携を深め、利用者の地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(その他)

第32条 施設は、介護従業者の質の向上を図るために研修を行う。

2 当施設介護従業者

に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を行う。

(改 正)

第33条 この規程を改正・廃止しようとするときは、医療法人岡田整形外科理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は平成30年 6月 16日より施行する。

この規程は令和 2年 5月 1日より施行する。

この規程は令和 3年 4月 1日より施行する。

この規程は令和 4年 4月 1日より施行する。

この規程は令和 6年 5月 1日より施行する。